

通知・通達

- ◇令和4年3月30日 【日行連発第1919号】 社会福祉連携推進法人制度の施行 について（周知）
- ◇令和4年3月31日 【日行連発第1930号】 権利擁護推進パンフレット「行政書士による権利擁護のススメ
そうだ、行政書士に相談しよう！！」の作成について
- ◇令和4年3月31日 【農政第846-4号】 「農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）」の一部改正
について（通知）
- ◇令和4年4月5日 【日行連発第16号】 「種苗法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省
関係省令の整備等に関する省令」等について（周知）
- ◇令和4年4月7日 【日行連発第26号】 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改
正について（周知）
- ◇令和4年4月7日 【日行連発第29号】 限度超過車両の新たな通行確認制度（特殊車両通行確認制度）
の運用開始について（周知）
- ◇令和4年4月7日 【日行連発第30号】 継続検査【指定整備】OSSにおける「使用者本人申請」の取扱
いの開始について（周知）
- ◇令和4年4月7日 【日行連発第31号】 「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.3.0」
の公表について（周知）
- ◇令和4年4月8日 【日行連発第45号】 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等につい
て（周知）
- ◇令和4年4月15日 【日行連発第68号】 中央研修所研修サイトVOD講座「令和3年度民法・不動産登
記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」について
- ◇令和4年4月22日 【日行連発第95号】 【お知らせ】 ウクライナ避難民等在留支援本部の活動がテレビ
番組で紹介されました
- ◇令和4年5月9日 【日行連発第146号】 デジタル推進委員へのご協力要請について（お願い）
- ◇令和4年5月16日 【日行連発第195号】 「旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の
一部を改正する政令」の 閣議決定について（周知）
- ◇令和4年5月16日 【日行連発第196号】 道路交通法施行令の一部を改正する政令（自動車の積載制限）
の施行について（周知）
- ◇令和4年5月16日 【日行連発第199号】 新型コロナワクチン接種の推進について

通知・通達

- ◇令和4年5月17日 【水総e1-67】 関東甲信越国税局における各種取組の実施について
- ◇令和4年5月27日 【日行連発第245号】 特定記録等事務代行委託要領の制定について（周知）
- ◇令和4年5月27日 【日行連発第249号】 出入国管理及び難民認定法に係る省令等の一部改正の周知について（周知）

※内容の詳細については、本会HP(<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp>)をご確認いただくか、本会事務局宛までお問い合わせ下さい。

業務情報

日行連発第31号
令和4年4月7日

各単位会長 様

日本行政書士連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver.3.0」の公表について（周知）

国土交通省において、ドローン物流の社会実装をより一層推進していくため、「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」において、ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象とすることを念頭においた手引きとして「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver.3.0」が公表されたとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【国土交通省ホームページ】

・「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン Ver.3.0」を公表しました
～ドローン物流の社会実装を推進します～
https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000603.html

以上

業務情報

【水戸税務署よりお知らせ】

業務センター室への郵送等に関するお願い

各国税局において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化^(※)」を実施していますので、次の事項について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、業務センター室へ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書等を、業務センター室へ直接持ち込むことはできません。
- 業務センター室では、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問合せをさせていただいております。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センター室では行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

(※) 内部事務のセンター化とは、複数の税務署の内部事務を業務センター室で集約処理することにより、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指す取組です。
また、集約処理する内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

詳しくはこちらをご覧ください

